

燕・弥彦総合事務組合職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 9 日

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

燕・弥彦総合事務組合条例第 11 号

燕・弥彦総合事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合職員定数条例(平成18年新潟県西部広域消防事務組合条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (5) 自己啓発等休業中の職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。